【意見提出用紙】

新潟市営住宅条例・施行規則の一部改正(案)に対する意見書

ふりがな		
氏 名(必須)		
住 所(必須)	Ŧ	
連絡先(必須) (いずれかーつ ご記入ください)	・電話番号 / ファックス番号 / 電子メールアドレス ()
区分	市内にお住まいでない方は、該当する区分をご選択ください(必須) □ 市内在勤 / 市内在学 (名称 (所在地)
	□ 利害関係者 (利害関係:(必須))
意見か所	意見内容(必須)	
【資料名や見出し、項目	【具体的に修正文の形で,修正の理由もご記入ください】	
名などをご記入くださ		

- ※本形式以外においても、必須事項が記載されていれば意見書として提出可能です。
- ※ご意見は日本語でお願いいたします。電話でのご意見は原則としてお受けできません。

●提出期限 平成24年 8月16日(木)必着

- ●提出方法
 - ·郵送 〒951-8550 (住所不要) 新潟市 建築部 住環境政策課
 - ・ファックス 025-229-5190 (この用紙をそのままご利用いただけます)
 - ・電子メール jukankyo@city.niigata.lg.jp(任意様式に必須事項をご記入ください)
 - 直接 建築部 住環境政策課 公共住宅管理係(市役所第一分館 5 階), 各区役所地域課,市政情報室(市役所本館 1 階)

市民からのご意見の募集

- ■以下の場所で配布・閲覧を行っています。
 - ◇本市ホームページ (トップページ > くらし・手続き > 市民活動・市民参加 > パブリックコメント) (http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/pulic/index.html)
 - ◇市政情報室(市役所本館1階)
 - ◇各区役所(設置場所は各区役所地域課にお問い合わせください。)
 - ◇建築部住環境政策課(市役所 第1分館 5階)

■ご意見の募集期間

平成24年 7月17日(火)~平成24年 8月16日(木)

■ご提出方法

- ・提出方法:郵送、ファックス、電子メール、または窓口へ直接ご提出ください。
 - ①郵便…〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市 建築部 住環境政策課
 - ②ファックス…025-229-5190
 - ③電子メール… jukankyo@city. niigata. lg. jp
 - ④直接…建築部 住環境政策課(市役所 第1分館 5階) 各区役所地域課,市政情報室(市役所本館1階)
- ・意見書に住所・氏名(法人その他の団体にあっては、所在地・名称・代表者の氏名)、 電話番号(ファックス番号、メールアドレス等)を必ず明記してください。
- ・ご意見は日本語でご提出ください。
- 締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただいます。
- ・電話でのご意見はお受けできません。

■ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・この手続により収集した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づき 適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は、その概要等を公表します。
- ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ

新潟市 建築部住環境政策課(市役所 第1分館 5階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話:025-226-2817(直通) FAX:025-229-5190

電子メール: jukankyo@city. ni igata. lg. jp